

可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備事業に係る地質調査業務委託

特記仕様書

盛岡広域環境組合

地質調査業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、盛岡広域環境組合が発注する「可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備事業に係る地質調査業務委託」に適用し、これに記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「敷地調査共通仕様書」及びJIS規格によるものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、県央ブロック（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）のごみ処理広域化における新ごみ処理施設整備に伴い、運搬の効率化を図るために整備する中継施設整備地の地質及び土質の調査を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務における業務内容は次のとおりとする。実施箇所は、別添位置図の範囲内で行うものとするが、詳細の調査位置については、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 業務の名称 可燃ごみ中継施設（八幡平市）整備事業に係る地質調査業務委託
- (2) 業務の場所 岩手県八幡平市野駄第27地割621
- (3) 地質・土質調査業務 ※調査数量明細書、地盤調査仕様を参照のこと

ア 機械ボーリング

- (ア) 土質ボーリング（オールコア） N=3箇所、L=28m/箇所
(粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方、φ66、23m/箇所)
(軟岩、50以下、鉛直下方、φ66、5m/箇所)
- (イ) 土質ボーリング（オールコア） N=2箇所、L=28m/箇所
(粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方、φ66、11m/箇所)
(軟岩、50以下、鉛直下方、φ66、5m/箇所)
(粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方、φ86、12m/箇所)

イ サンプルリング

- (ア) 固定ピストン式シンウォールサンプラー N=4本

ウ サウンディング及び原位置試験

- (ア) 標準貫入試験（粘性土・シルト） 111回
- (イ) 標準貫入試験（軟岩） 25回

エ 室内土質試験（3(1)イのみ対象）

N=4 試料

(土の粒度試験については、46 試料とする。)

- (ア) 土粒子の密度試験
- (イ) 土の含水比試験
- (ウ) 土の粒度試験（沈降分析、ふるい分析）

- (エ) 土の液性限界試験
- (オ) 土の塑性限界試験
- (カ) 土の湿潤密度試験
- (キ) 土の一軸圧縮試験
- (ク) 土の圧密試験

オ 解析等調査

- (ア) 一般調査
- (イ) 総合解析

(提出書類)

第4条 受注者は、次の書類を発注者に提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書
- ウ 業務工程表
- エ 管理技術者通知書及び経歴書
- オ 照査技術者通知書及び経歴書
- カ その他必要な書類

(2) 業務中

- ア 業務打合せ・協議記録簿
- イ その他必要な書類

(3) 完了時

- ア 業務完了報告書
- イ 業務成果引渡書
- ウ その他必要な書類

(関係法令の遵守)

第5条 受注者は、契約書及び特記仕様書に基づき関係法令を遵守し、関係者及び関係諸官公庁と協議を保ち、正確かつ誠実に業務を履行すること。

(土地への立ち入り等)

第6条 受注者は、業務を遂行するため土地に立ち入る場合は、事前に関係者に通知することはもとより、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。

(打合せ協議等)

第7条 打合せ協議等は、当初1回、中間1回、成果品納入時1回の計3回を予定している。

(指示、協議等の記録)

第8条 受注者は、発注者からの指示、打合せ及び協議については報告書を作成し、その都度速やかに監督員に提出すること。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏洩し、複写し、譲渡し又は閲覧させてはならない。また、他の目的で使用してはならない。

(貸与品)

第10条 業務の遂行上必要な資料については、受注者が調査し収集するものとするが、発注者が所有している場合には受注者に貸与するものとする。その場合、受注者は発注者に資料のリストを提出するとともに、業務完了時までには全て返却しなくてはならない。

(成果図書)

第11条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。なお、電子データのフォーマット形式と納入形式は監督員と協議し、決定するものとする。

- (1) 報告書・柱状図 紙ベース 1部 (A4サイズ)
電子ベース 2枚 (CD-R 又は DVD-R)
- (2) 土質標本瓶 (採取したものに限り) 一式
- (3) 業務打合せ・協議記録簿

(管理技術者)

第12条 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技術士 (技術士法第32条第1項の規定により建設部門 (選択科目を土質及び基礎に限る。) 又は応用理学部門 (選択科目を地質に限る。) の登録を受けた者)
- (2) R C C M (シビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規定第8条第1項の規定により地質部門又は土質及び基礎部門の登録を受けた者)
- (3) 地質調査業者登録規定 (昭和52年建設省告示第718号) 第3条第2号イ若しくはロに該当する者。

(照査技術者)

第13条 照査技術者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技術士 (技術士法第32条第1項の規定により建設部門 (選択科目を土質及び基礎に限る。) 又は応用理学部門 (選択科目を地質に限る。) の登録を受けた者)
- (2) R C C M (シビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規定第8条第1項の規定により地質部門又は土質及び基礎部門の登録を受けた者)
- (3) 地質調査業者登録規程 (昭和52年建設省告示第718号) 第3条第2号イ若しくはロに該当する者。

(成果の補足、修正)

第14条 業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、速やかに補足、修正を行うものとし、その費用は受注者の負担によるものとする。

(その他)

第15条 本特記仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者それぞれ協議

の上、決定するものとする。

- 2 業務実施に当たり、受注内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。